

# アイスランドの特別ニーズ教育システムの動向

－アイスランド教育科学文化省の訪問調査から－

石川衣紀・田部絢子・石井智也・内藤千尋・能田昂・高橋智

Trends in System of Special Needs Education in Iceland : From Visit Survey of the Ministry of Education, Science and Culture of Iceland

ISHIKAWA Izumi, TABE Ayako, ISHII Tomoya, NAITOH Chihiro,  
NOHDA Subaru, TAKAHASHI Satoru

## 1. はじめに

アイスランド共和国（以下、アイスランドと記す）は、北欧5か国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）の一つで、首都はレイキャビクである。国土面積は北海道よりやや大きい10.3万平方キロメートル、人口は36万4,134人（2020年1月：アイスランド統計局）で、2008年の金融危機後、経済成長率・失業率ともにEU諸国の平均より良好な数値を示し、世界的にも先駆的な男女平等政策及び地熱及び水力エネルギー利用の推進がめざましい国である。

アイスランドの教育制度は、他の北欧諸国と同様に1990年代の教育改革を経て分権化を行い、地方自治体や各教育機関の裁量を高めたが、おおよそ公的機関による平等主義的な運営で福祉国家的な公的枠組みを維持している。グローバル化によってOECDのような国際機関から教育の効率化や専門性の育成を強く求められているが、手厚い教育体制によって他の北欧諸国と同じレベルの教育水準を達成している（天池：2019）。

アイスランドでは1992年のアイスランド障害者法（Lög um málefni fatlaðs fólks）によって、すべての障害者が地域社会で生活し、機能できるようにすることを規定している。これに基づいてアイスランドでは、すべての学習者を可能な限り通常教育に統合するインクルーシブ教育が基本とされ、「性別、経済的地位、居住地、障害、文化的・社会的背景にかかわらず、誰もが教育を受ける機会が平等」であることを教育の基本原則としている。

一方、義務教育段階において、障害を有する子どもは専門性の高い教職員や豊富なりソースが備わっている特別学校・学級を希望する場合も少なくなく、後期中等教育では学校教育からドロップアウトする生徒の増加も深刻な課題となっている。教育の機会提供、教育参加のために公的支援が重視され、社会的結束の中核として教育を位置づけてきたアイスランドにおいても、多様な子どもの特別なニーズに応じる教育を推進していくための課題が山積している。

このような状況を踏まえ本稿では、2017年2月に実施したアイスランド教育科学文化省への訪問調査を通して、アイスランドの特別ニーズ教育システムの動向を検討する。特別な教育的配慮を要する児童生徒への個別的配慮と就学前学校から高校までの一貫したインクルーシブ教育の双方をいかに進めていくのかという課題は、日本も含めて国際的な教育

問題である。

なお、筆者らの「北欧福祉国家と子ども・若者の特別ケア」研究チーム（代表：高橋智 日本大学文理学部教育学科教授・東京学芸大学名誉教授）はこれまで四半世紀にわたり、北欧福祉国家（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）における多様な発達困難を有する子ども・若者の発達支援・特別ケアのあり方についての訪問調査研究を行ってきたが、本稿はその共同研究の一環である。

なお、アイスランド教育科学文化省およびアイスランド保健省の調査協力者に対しては事前に文書にて「調査目的、調査結果の利用・発表方法、秘密保持と目的外使用禁止」について説明し、承認を得ている。

## 2. アイスランドの教育システム

アイスランド教育科学文化省において話をうかがったのは特別ニーズ教育担当官のポーアスドッティル（Bóasdóttir）氏とオルギルソン（Olgeirsson）氏である（写真1・2・3）。

アイスランドにおける教育の基本原則は「性別、経済的地位、居住地、障害、文化的・社会的背景にかかわらず、誰もが教育を受ける機会が平等」である。1946年の教育法改正において子ども個人に合わせて教育が保障されるべきと初めて定められ、具体的には「学校は子どもの性格やニーズに応じて業務を整理し、健全な態度や習慣を取り入れ、子どもの身体的健康を守り、法律で定められた科目をそれぞれの発達能力に応じて指導するよう努めなければならない」と規定された。さらに1974年の改正時において「全ての年齢の子どもには等しく教育を受ける権利があり、学校は子ども・学生のニーズや多様性に対して完全な対応を行う」という役割が明記された。



写真1 アイスランド教育科学文化省の外観



写真2 特別ニーズ教育担当官のポーアスドッティル氏



写真3 特別ニーズ教育担当官のオルギルソン氏



写真4 アイスランド教育科学文化省でのインタビューの様子

アイスランドの教育制度は6歳未満の子どもへの教育とケアを目的とした就学前学校 (leikskóli), 6～15歳が対象の基礎学校 (grunnskóli) の義務教育, 主に16～20歳が対象の高校 (framhaldsskóli) を経て, 大学教育へと繋がっていく (図1)。高校には4つのタイプがある。一般高校(4年制)は進学プログラムで構成され, 職業高校(ienmenntaskolar, 主に3～4年制)は技能職や一部の非技能職のための理論的学習と実践的学習プログラムを有しており, 総合制高校(fjolbrautaskolar, 主に3～4年制)は進学プログラムと職業プログラムの双方を有している。特別職業高校(iðnskóli)には特定の職業やキャリアのためのプログラムが用意されている。

国の教育行政全般を教育科学文化省が管轄し, 就学前教育・義務教育の実施については地方自治体が, 後期中等教育・高等教育は国が責任主体となっている。

アイスランドでは義務教育年限が10年, 後期中等教育の修学年限が4年とされ, 日本と比べると1年ずつ長い。これは両親の仕事の手伝いなどのための長期休みが伝統的習慣として残されていることによるものであり, 柔軟性のある修学年限として機能している。2019年現在の在籍者数は就学前学校約18,000人, 基礎学校約46,000人, 高校約21,000人である。

アイスランドの義務教育は, ①民主主義社会において仕事や人生を継続的に発展させることのできる準備をする, ②児童生徒の本性やニーズを完全に満たし調和する形で業務は遂行され, 各個人の発達と健康, 成長を励ます, ③児童生徒に教育と自己啓発を探索する継続的な関心を促進するような知識やスキルを獲得し, 労働の習慣を養う機会を与えること等が挙げられ(天池:2019), こうした目的に沿って教育科学文化省が2011年にナショナル・カリキュラム(就学前学校, 基礎学校, 後期中等教育学校の3種)を作成している。

アイスランドでは全ての学校カリキュラムの土台としてナショナル・カリキュラムが位

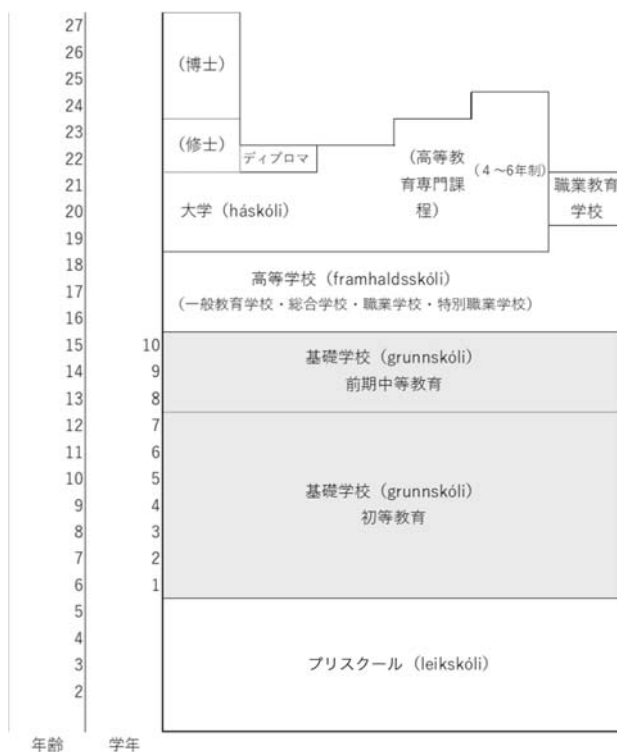


図1 アイスランドの学校系統図

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/iceland\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/iceland_en) より作成)

置づき、就学前学校・基礎学校はさらに各自治体のカリキュラムが策定されている。またこうしたカリキュラムに基づきつつ、最終的には各学校でカリキュラムを策定する仕組みとなっており、学校に大きな裁量が付与されていることが特徴である。

ナショナル・カリキュラムは6つの基本原則（リテラシー、持続可能性、健康と福祉、民主主義と人権、平等、創造性）からなり、それぞれの原則が独立せずに連続体として機能することがめざされている。また個々の子どもの発達とニーズに焦点をあて、特に16歳から18歳の子どもの教育保障を重視している。なお周知のように、アイスランドは2008年に世界的金融危機の波を受けて国家破綻の寸前まで陥ったいわゆる「アイスランド危機」を経験している。現在は回復しているが、漁業などの第一次産業を中心とした従来の経済システムの転換が喫緊の課題とされ、教育においても現代的雇用に応じることができる市民育成が重視され、ナショナル・カリキュラムにも反映されている。

さて、就学前学校では「遊びの価値とすべての学校活動における民主主義と平等の重要性」に重点が置かれ、「保護者の協力を得て、すべての子どもの発達を追跡および強化し、すべての子どもが成長し、安全と福祉を確保するための健康的で励みになる環境を作り出すよう努めること」が追究される。ナショナル・カリキュラムに定められたガイドラインに沿って運営することが求められ、「就学前学校は職員、親、子どもが積極的に参加し、就学前学校に関する決定に影響を与える民主的なフォーラムおよび学習コミュニティであ

る必要がある」「就学前学校はすべての個人が尊重され、貢献できるコミュニティである必要がある」「就学前学校の活動は批判的思考を促し、子どもに創造力を活用する機会を与えるべきである」等、計22項目から構成されている。

基礎学校では「民主主義社会への個人の参加と個人の全体的な発展を促し、アイスランド文化への意識を高め、他国の文化を尊重するという人間的価値観の基礎の形成」を基本としている。とくに重視している分野として「自己意識」「倫理的意識」「社会意識と市民意識」「社会的能力」「心身の健康」がナショナル・カリキュラムに挙げられている。基礎学校の科目は「アイスランド語（第二言語としてのアイスランド語およびアイスランド手話を含む）」「数学」「外国語（英語とデンマーク語およびその他の北欧言語）」「美術工芸」「自然科学」「体育」「社会科学」「情報通信技術」「学校選択科目」の分野で構成されている（表1）。

表1 基礎学校の科目構成

科目分野	備 考
アイスランド語（第二言語としてのアイスランド語及びアイスランド手話を含む）	
数学	
外国語	英語が第一外国語、デンマーク語、ノルウェー語またはスウェーデン語が第二外国語に設定
美術工芸	美術部門：音楽、視覚芸術、演劇芸術 工芸部門：デザインと手工芸品、テキスタイル、家政学
自然科学	博物学、物理学、化学、地質学、生物学、生態学
体育	スポーツ、水泳
社会科学	社会学、歴史、地理学、宗教学、ライフスキル、平等な権利問題、倫理と哲学
情報通信技術	メディア研究、図書館学、コンピューターの使用、情報通信技術
学校選択科目	実践的内容が重視され、時間数の最大半分まで美術工芸分野で構成することができる

Ministry of Education, Science and Culture (2012b)

首都近郊の比較的大規模な基礎学校には700人以上もの子どもがいるのに対して、地方には10人以下の学校もあるが、全体としてほぼ半数の学校が100人以下である。全ての学校が男女共学となっており、多様な特別ニーズを有する子どもは同じクラスで学び、子どもの実態に応じて特別学級が選択できるなど個に応じた教育がなされる。学習に困難を抱えている児童生徒には補習教育が用意され、アイスランド語を母語としない児童生徒にはアイスランド語学習を支援する特別教育を受けることも可能である（天池：2019）。

高校には一般教育・芸術・学術・職業等に関する準備と権利を提供する様々な学習プログラムの選択肢が用意されている。4年間の学習年限が標準的であったが、近年は4年間で3年間に短縮する動きが活発化しており、成績が優秀で親が承認した場合は早期卒業することが可能になっている。義務教育を修了した者は入学する権利を有するが、義務教育を修了した約87～89%の生徒がそのまま高校に進学している。

高校においては義務教育修了時に最低限の要求水準に達することのできなかつた生徒への補習教育の実施、アイスランド語を母語にしない生徒へのアイスランド語の特別教育、障害等を有する生徒にはニーズに応じた特別なカリキュラムの編成や特別教育が実施されているが、中退率の高さが大きな教育問題となっている（天池：2019）。

教育科学文化省は、教師・教育スタッフの教育と労働条件に対する最終的責任と決定権を有している。教師養成・採用制度については「就学前学校、基礎学校、高校における教師と学校管理者の養成と採用に関する法律（Lög um menntun, hæfni og ráðningu kennara og skólástjórnenda við leikskóla, grunnskóla og framhaldsskóla）」に規定されている。

### 3. アイスランドの特別ニーズ教育システムの動向

#### 3.1 特別ニーズ教育の法制度

アイスランドでは1992年のアイスランド障害者法によって、すべての障害者が地域社会で生活できるようにすることを規定している。これに基づいてすべての学習者を可能な限り通常教育に統合することが原則となっている。

特別教育に関する規定として「基礎学校において特別支援を必要とする児童生徒に関する規則」（Reglugerð um nemendur með sérþarfir í grunnskóla）があり、第2条で「特別ニーズを持つ児童生徒は、特別な学習困難、情緒的困難または社会的困難、障害のために学習が困難な児童生徒である」と定義している。特別ニーズの具体として「アイスランド障害者法第2条に規定された障害（知的障害、身体障害、視覚障害、聴覚障害、精神障害）、発達障害、読み書き障害などの特別な学習困難、情緒的困難または社会的困難、慢性疾患および健康に関わる特別ニーズ」が挙げられている。

ナショナル・カリキュラムにおける特別な教育的ニーズを有する子どもへの支援については、2008年の三法改正によって一層明確化された。就学前学校法の改正では「各自治体は就学前学校における専門家サービスを措置しなければならないこと」が規定され、基礎学校法の改正では「誰でも通常学校・特別学校を問わず希望の学校へ行けること」が明記された。高等学校法の改正では「特別な援助や適切な設備は教育科学文化省によって必要に応じて提供されなければならない」旨が定められた。

義務教育および後期中等教育を受けるすべての子どもは、居住地の学校に通う権利がある。各学校は、学区内に住んでいる特別な教育的ニーズのある子どもを基本的に通常学校の枠組みに統合し、個に応じた教育を提供し、子どもの実態に即した特別プログラムを実施する。特別プログラムは可能な限り職業に参加すること、様々な社会生活に積極的かつ自立して参加すること、十分なQOLを獲得できること、これらを達成するための個人レベルでの教育を提供することに主眼が置かれている。

アイスランドではインクルーシブ教育が基本とされているが、アイスランドには3校の特別学校（sérskólar、義務教育段階のみ）も設置され、障害の状態に応じて特別学校での発達支援がより適切と判断された場合に就学する。

子どもの両親、校長、教師または他の専門家が、子どもが義務教育において適切な指導を受けることができていると判断した場合、親は子どもを基礎学校の特別学級または特別学校に就学させるように求めることができる。特別教育の対象となる子どもには、教育



心理サービスのアセスメント結果とアドバイスに基づいて個別教育計画（IEP）が作成される。個別教育計画には達成目標・学習目標、学習課題、学習支援内容・資料、学習評価、学習環境、スタッフ等について記述され、計画は定期的に見直しが行われる。大規模な自治体のほとんどは各学区の基礎学校に1つ以上の特別学級を設置し、さまざまな障害や特別ニーズに応じてサービスを提供している。

レイキャビクなどの自治体においては、多様な学習と行動の困難を有する児童生徒への教育支援を実施する特別教育センターが各基礎学校に設置されており、特別教育ディレクターや特別教師（sérkennari）、発達療法士（Þroskaþjálfari）、教師、心理士等が配属されている（Svavarsdóttirら：2011）。特別教育センターのスタッフは特別学級等における児童生徒への教育支援とともに、数学やアイスランド語の一時的サポート、教師へのスーパーバイズ・カウンセリング、特別教育用の教材作成等も行っている。

なお、特別教師は教師資格に加えて大学院における特別教育の学修・研究が必要であり、障害・特別ニーズを有する児童生徒への教育支援のほか、教師のスーパーバイズ、保護者のカウンセリング等を実施する。発達療法士は発達療法に関する学士を取得する必要がある。障害・特別ニーズを有する児童生徒の総合的な発達を見据えて訓練・ケアを実施している。

### 3.2 就学前教育段階における特別ニーズ教育

アイスランドにおける6歳未満の就学前教育は主に就学前学校（leikskóli）とデイケア（Dagforeldri、0～2歳児対象）で行われている。就学前教育においてもインクルーシブ教育が推進されており、就学前学校法（The Preschool Act 90/2008）では「障害のある子どもは就学前学校に通う権利があり、必要なサポートサービスを提供する一般的な就学前学校、または専門部門に在籍できる」ことが示されている（European Commission：2021）。

レイキャビク市に設置されている「ムーラボルグ（Múlaborg）就学前学校」「ソルボルグ（Sólborg）就学前学校」「シュエダボルグ（Suðurborg）就学前学校」は特別支援を必要とする子どものサポートを中心的に担っている就学前学校であり、また他の就学前学校に対するセンター的機能を果たしている（表2・表3）。さらに就学前学校ではすべての幼児のニーズが満たされるように「障害児と非障害児の共同学習の方法を開発」にも力を

表2 特別支援を必要とする子どものサポートを行う就学前学校

ムーラボルグ Múlaborg	様々な障害、特に身体障害や重複障害を有する子どもに対する支援に特化 音声記号や PECS（ボックス：絵カード交換式コミュニケーションシステム）を使用して音声と表現を刺激するための体系的な支援が行われている
ソルボルグ Sólborg	聴覚障害、難聴、および結腸移植を受けた子どもたちのニーズを満たすことに特化 アイスランド語と手話での学習によるバイリンガル言語環境、聴覚トレーニング
シュエダボルグ Suðurborg	自閉症の子どもに対する支援に特化

(<https://reykjavik.is/thjonusta/serkennsla-i-leikskolum>)

表3 ムーラボルグ・ソルボルグ・シューダボルグの各就学前学校の在籍幼児数(人)

	2018年	2019年	2020年
ムーラボルグ Múlaborg	75	77	79
ソルボルグ Sólborg	73	72	78
シューダボルグ Suðurborg	111	93	102

Statistics Iceland : <https://statice.is/>をもとに作成

入れている。

ムーラボルグ就学前学校(写真5・写真6)には全4クラス約80名の在籍数のうち脳性まひ、ダウン症、ASD、ADHD等を有する子ども9名のほか、アイスランド語を母国語としない家庭の子どもを含む特別な支援ニーズのある子どもが在籍している。特別教育体制整備では2名のペダゴグが常勤し、彼らは子どもを直接支援するのではなく、子どもの発達状況や支援ニーズを把握して、園全体で支援を行うための教師サポートや支援会議の開催運営、教材開発、保護者支援などを主導している(阿部ほか:2018)。

ソルボルグ就学前学校は2010年に専門就学前学校に指定されている。5クラスに分かれ



写真5 ムーラボルグ就学前学校の外観  
(<https://reykjavik.is/stadir/mulaborg>)



写真6 グループワーク「触覚」時間の様子

(<https://www.mulaborg.is/leikskolinn/frettasafn/1590-hopastarf-snertiskyn>)





写真7 手話を用いた歌のレッスンの様子

(Sólborg : [https://www.solborg.is./](https://www.solborg.is/))

ており、平均して特別支援を必要とする約12～15名の子どものが在籍しており、主に聴覚障害を有する子どもの教育・支援が行われている（写真7）。また、インクルーシブ教育について他の就学前学校に対する助言・サポートも行っている。ソルボルグ就学前学校においては特に聴覚障害・難聴・人工内耳使用児の教育環境の充実や教師における聴覚障害の専門的知識・技能の習得の必要性が指摘されている（Sólborg : 2021）。なお、ソルボルグ就学前学校の教育に関する保護者の総合満足度は5点満点中4.6点であったことが報告されている（Sólborg : 2021）。

シュエダボルグ就学前学校はデイケアセンターから発展した就学前学校であり、在籍幼児125名のうち特別教育を受けていたのは16名、そのほか外国にルーツをもつ子どもも54名在籍している。また、基礎学校と連携として就学前学校最終学年幼児の小学校訪問や基礎学校1年生の就学前学校訪問等の交流を図っている（Suðurborg : 2015）。

### 3.3 義務教育段階における特別ニーズ教育

レイキャビク市における基礎学校での特別教育プログラムの実態については2010年度に調査が実施されているが（Svavarsdóttir ら : 2011）、それによれば児童生徒13,292名中の3,425名（25.8%）の児童生徒が特別教育を受けている。特別教育を受けている児童生徒の約69%は全ての科目に関わって継続的に特別教育を受け、約31%は数学やアイスランド語などの特定の科目に関わって一時的に特別教育を受けていること、また特別教育を受ける児童生徒のうち約73%が特別学級にて教育が実施されていたことが明らかにされている。

レイキャビク市の6つの基礎学校にはASD児童生徒の特別学級が開設されている（フォルダ学校 Foldaskóli, ハーレイティ学校 Háaleitisskóli, ハムラ学校 Hamraskóli, ランゴルトツ学校 Langholtsskóli, フェッラ学校 Fellaskóli, ヴォガ学校 Vogaskóli）。例えばフォルダ学校のASD特別学級で学ぶ児童生徒の多くは通常学級に籍をおき、できる限り通常学級で取り組むことが優先されているが、TEACCHの理念に基づき環境的支援が実施されている（写真8）。

ケレッタ学校（Klettaskóli, 写真9・写真10）はレイキャビク市が運営する特別学校

表4 レイキャビク市の基礎学校において特別教育を受ける児童生徒数・割合

	児童生徒の 合計	特別教育を受ける 児童生徒数	特別教育を受ける 児童生徒の割合	2005年に特別教育を 受ける児童生徒の割合
1年生	1,353	303	22%	17%
2年生	1,274	318	25%	24%
3年生	1,280	380	30%	27%
4年生	1,307	441	34%	24%
5年生	1,399	374	27%	24%
6年生	1,294	367	28%	24%
7年生	1,301	321	25%	20%
8年生	1,330	306	23%	16%
9年生	1,407	311	22%	14%
10年生	1,347	304	23%	17%
合計	13,292	3,425	26%	21%

Svavarsdóttir ら (2011)



写真8 フォルダ学校 Foldaskóli の ASD 児童生徒の特別学級

(https://foldaskoli.is/)

であり、それまで存在していた2校を統合して2011年に開設された。対象としている障害は知的障害、自閉症、視覚障害、聴覚障害、重度身体障害である。ケレッタ学校は基礎学校へのセンター的機能を有しており、その一環として個別教育計画の作成、コミュニケーション方法、感覚教育、TEACCH等について情報提供や教師支援を行っている。



写真9 Klettaskóli の外観

(https://klettaskoli.is/)



写真10 校庭に設置されたコミュニケーションボード（Eiríksdóttir：2020）

ブルーア学校（Brúarskóli）は2003年に開設された「深刻な精神的および感情的な困難を抱えている子ども」「社会的および行動上の困難を抱えている子ども」「薬物使用および非行等の困難を抱えている子ども」のための学校であり、5つの学校・施設群で構成されている。

その一つである「ブルーア学校ダルブラウト校（Brúarskóli Dalbraut）」にはアイスランド大学病院児童精神科（BUGL）を受診している子どもが対象であり、平均して1年生から10年生までの14人の子どもが在籍し、ダルブラウト校の教師はBUGLの医療スタッフや各児童生徒のホームスクールと緊密に連携している。授業は子どもに応じて個別化され、教育目標は子どもの社会的スキルと自信を強化することに置かれている。

また「スタッドラー（Stuðlar）」は非行・触法や行動上の困難を抱える子どもおよびその家族に対して、児童福祉の視点から学校教育・発達支援・家族支援等の多様なケアを提供する入所型の施設である。家庭訪問の形態による家族支援活動を中心としながら、非行等の困難が大きい場合には一定期間 Stuðlar へ入所して、教育とケアを受ける（高橋ほか：2018, 2019）。ブルーア学校は「義務教育学校において特別なニーズを有する生徒に関する規則」の第23条「医師の意見で事故や長期の病気のために学校に通えない学生は自宅または医療機関で治療教育を受ける権利がある」に基づき、スタッドラーにおいて実施される「治療教育（sjúkrakennslu）」も担っている。



写真11 Stuðlar 外観

### 3.4 高校段階における特別ニーズ教育

高校段階における特別ニーズ教育については「高校において特別支援を必要とする生徒に関する規則（Reglugerð um nemendur með sérþarfir í framhaldsskólum）」が定めら

れ、主に以下の4つの形態による特別教育が高校において実施されている。

- ① 障害に伴う特定の学習困難、集中力の欠如、理解と指示に従うのが困難な生徒のために週に数時間の特別教育が実施される。特別カリキュラムにしたがって授業が構成され、場合によっては個別教育計画のもとに学習が実施される。
- ② 障害に伴う学習とコミュニケーションの困難のために大多数の科目で特別ニーズを有しており、知覚・推論・社会的相互作用等の困難があるために、ナショナル・カリキュラムから外れた教育課程に基づいて個別指導が実施されている。4～6名のグループでの少人数教育が実施され、生徒のニーズに応じた個別計画教育のもとに学習が実施される。
- ③ 重度障害を有し、全ての科目で継続的支援や個別教育が必要とされるために、個々の生徒に応じた個別カリキュラムの作成が求められる。全ての教材は生徒に応じて特別に用意され、1人の教師が2～3人の生徒のケアを実施することが多い。
- ④ 深刻な障害によりコミュニケーションが困難であるために、生徒は1人の教師・スタッフによる全面的支援が実施されるなど、高校段階においても生徒の障害やニーズに応じたカリキュラムが編制され、個別教育計画による教育が実施されている。

生徒の実態に応じて特別プログラムを提供している高校と特別プログラムを組まずに対応している高校が存在するが、教育科学文化省調査訪問時の2017年1月時点において470人の生徒が高校において特別プログラムを受けていた。特別ニーズ教育担当官の話では、特別ニーズを有する生徒は一つの高校に10名程度のため、各学校で丁寧な対応が十分可能であるとのことであった。こうした仕組みを担保しているのは教師の専門性であり、特別教育を主に担当する特別教師や機能訓練を担当する職員らが協働して発達支援に取り組んでいる。

さて、Sverrisdóttirら(2021)は高校において特別プログラムに参加している生徒22人および保護者や教師らにインタビュー調査を行い、特別プログラム申請には医学的診断が不可欠とされ、申請者に自らをラベル付けさせる仕組みであると指摘している。また入学したい高校を第2希望まで出すことができるものの、実際には生徒のIQや身体能力に基づいて入学先が選定されるケースが多く、障害の社会モデルではなく医学モデルに依拠したプロセスであり、生徒の側は「無力」であるとしている。また生徒から得られた回答では「私はいつも彼ら(通常教育の生徒)とは違うと感じていたので、それらの生徒たちと社会生活を始めるのは少し難しい」「私たちが教室の前で授業を待っていたところ、ある男の子が特別プログラムについて何か悪いことを言っていた」ことから「インクルーシブ教育が何を意味するのかについての共通理解の基礎を作る」必要性が指摘されている。

## 5. おわりに

本稿では、2017年2月に実施したアイスランド教育科学文化省への訪問調査を通して、アイスランドの特別ニーズ教育システムの動向を把握しながら、特別な教育的配慮を要する児童生徒への個別的配慮と就学前学校から高校までの一貫したインクルーシブ教育の双

方をいかに進めていくのかという課題について検討してきた。

アイスランドではインクルーシブ教育の理念のもとに「性別、経済的地位、居住地、障害、文化的・社会的背景にかかわらず、誰もが教育を受ける機会が平等」であることを教育の基本原則として、ナショナル・カリキュラムにおいても個々の子どもの発達とニーズに焦点をあてながら教育保障を行っている。

その一方で、基礎学校ではインクルーシブ教育を原則としながらも実際には特別教育を受ける児童生徒の約7割が特別学級等での教育が実施され、高校においては生徒のニーズに応じた特別カリキュラム編成や特別教育が実施されているが、そうした教育支援についての共通理解が高校において不十分なことや当事者のニーズを十分に踏まえられていないことなどの批判も出されている。

さて、アイスランド教育科学文化省の特別ニーズ教育担当官によれば、アイスランドは近年、学校教育からドロップアウトする生徒の増加も深刻な課題となっており、その背景として若者が高校卒業に意味を見いだしにくい社会状況が指摘されている。現在は金融危機を脱して好景気により仕事に就きやすいが、将来的な生活の安定に繋がらないことが多く、生活に困った段階で失業年金等を受給しながら成人教育（高卒資格）や専門学校に通うケースが増加するという形で問題が顕在化しているという。

このような問題状況に対して Öhrn ら（2017）は、北欧諸国において教育は社会的結束に不可欠なものとして位置づけられ、平等な教育機会の提供に重点が置かれてきたが、近年のリストラと規制緩和、地方分権化、市場化等の動きに伴い、形式的「平等」への移行が生じていることへの警鐘を鳴らしている。

他の北欧諸国と同様に、ソーシャルインクルージョン実現の方法としてインクルーシブ教育を推進するアイスランドであるが、その実現のためには山積する課題も多く、多様な子どもの発達困難・ニーズに応じた特別教育と発達支援をどのように深化させていくのかが大きな課題となっている。



写真12 インタビュー終了後にアイスランド教育科学文化省にて

**【附記】**

本訪問調査研究においてアイスランド・レイキャビク在住の坂本純子氏（コーディネーター・通訳, Discovery Tours ICELAND 代表）より多大なご支援をいただいた。記して感謝申し上げる。

**文 献**

阿部美穂子・二宮信一・西田めぐみ・小林麻如（2018）インクルーシブ教育体制における特別な支援ニーズのある子どもの家族支援—アイスランドにおけるインタビュー調査から見えてきたもの—, 『北海道教育大学釧路校研究紀要』第50号, pp.61-68。

天池洋介（2019）アイスランドの教育制度と1990年代の教育改革—グローバル化への対応と福祉国家の維持—, 『日本福祉大学子ども発達学論集』第11号, pp.53-65。

Brúarskóli : <https://bruarskoli.is/>

Foldaskóli : <https://foldaskoli.is/>

Eiríksdóttir, H.R. (2020) Útitjaskiptaborð.

<https://serkennslutorg.is/blog/2020/09/24/utitjaskiptaborð/>

European Commission (2021) Iceland Overview.

[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/iceland\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/iceland_en)

石川衣紀・田部絢子・内藤千尋・石井智也・能田昴・柴田真緒・高橋智（2019）北欧における発達障害等を有する子どもの発達支援の取り組み—スウェーデンとアイスランドの医療機関・発達支援機関への訪問調査から—, 『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第70集, pp.247-264。

island.is (2021) Leikskólar. <https://island.is/en/nursery-schools>

Klettaskóli : <https://klettaskoli.is/>

Leikskólinn Suðurborg (2015) (レイキャビク市立学校およびレジャー部門 Suðurborg 2015-2016)

<https://www.sudurborg.is/files/115/Starfsaaetlun/5/Starfsaaetlun-2015-til-2016.pdf>

Mennta- og menningarmálaráðuneytið アイスランド教育科学文化省 :

<https://www.stjornarradid.is/raduneyti/mennta-og-meningarmalaraduneyti/>

Mennta- og menningarmálaráðuneytið. Flokkun sérþarfa í kennslu og ADL.

<https://www.stjornarradid.is/media/menntamalaraduneyti-media/media/MRN-pdf-eydublod/Flokkun-sertharfa-i-kennslu-og-ADL.pdf>

Ministry of Education, Science and Culture (2012a) The Icelandic national curriculum guide for preschools : 2012.

Ministry of Education, Science and Culture (2012b) The Icelandic national curriculum guide for compulsory school : general section : 2012.

Ministry of Education, Science and Culture (2012c) The Icelandic national curriculum guide for upper secondary school : general section : 2012.

Múlaborg : <https://www.mulaborg.is/>

Lög um grunnskóla アイスランド基礎学校法 :

<https://www.althingi.is/lagas/nuna/2008091.html>



- Lög um framhaldsskóla アイスランド高等学校法：  
<https://www.althingi.is/lagas/nuna/2008092.html>
- Lög um leikskóla アイスランド就学前学校法：  
<https://www.althingi.is/lagas/nuna/2008090.html>
- Lög um málefni fatlaðs fólks 1992 nr. 59 2. júní アイスランド障害者法：  
<https://www.althingi.is/lagas/148c/1992059.html>
- Lög um menntun, hæfni og ráðningu kennara og skólastjórnenda við leikskóla, grunnskóla og framhaldsskóla júlí 2019 就学前学校、基礎学校、高校における教師と学校管理者の養成と採用に関する法律：  
<https://www.althingi.is/altxt/stjt/2019.095.html>
- Öhrn, E. & Weiner, G. (2017) Urban Education in the Nordic Countries: Section Editors' Introduction. Second International Handbook of Urban Education, 1, 649-669.  
[https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-319-40317-5\\_35](https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-319-40317-5_35)
- Reglugerð um nemendur með sérþarfir í framhaldsskólum 230/2012 高校において特別支援を必要とする生徒に関する規則：  
<https://www.reglugerd.is/reglugerdir/allar/nr/230-2012>
- Reglugerð um nemendur með sérþarfir í grunnskóla 585/2010 基礎学校において特別支援を必要とする児童生徒に関する規則：  
<https://www.reglugerd.is/reglugerdir/eftir-raduneytum/mennta--og-menningarmal-araduneyti/nr/16591>
- Sólborg : <https://www.solborg.is/>
- Sólborg (2021) Starfsáætlun skólaársins 2021-2022.  
<https://solborg.is/images/StarfsaetlunSolborg.pdf>
- Statistics Iceland アイスランド教育統計：  
[http://px.hagstofa.is/pxis/pxweb/is/Samfelag/Samfelag\\_\\_skolamal/?rxid=5366cf13-bb8c-4445-9ebc-cf3e49330f5b](http://px.hagstofa.is/pxis/pxweb/is/Samfelag/Samfelag__skolamal/?rxid=5366cf13-bb8c-4445-9ebc-cf3e49330f5b)
- Suðurborg : <https://www.sudurborg.is/>
- Suðurborg (2015) Skóla- og frístundasvið Reykjavíkurborgar: Leikskólinn Suðurborg 2015-2016.
- Svavarsdóttir, H.B., Ólafsdóttir, S.B., Logadóttir, H. (2011) Framkvæmd Sérkennslu í Almennum Grunnskólum.  
[https://reykjavik.is/sites/default/files/skjol\\_thjonustulytingar/Framkv\\_md\\_s\\_rkennslu\\_2010.pdf](https://reykjavik.is/sites/default/files/skjol_thjonustulytingar/Framkv_md_s_rkennslu_2010.pdf)
- Sverrisdóttir, A.B., Hove, G.V. (2021) Segregated and yet inclusive? the application process for upper secondary school in Iceland for students labelled as disabled through the lens of social justice. Pedagogy, Culture & Society.  
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/14681366.2021.1900344>
- 高橋智・田部絢子・石川衣紀・能田昂 (2018) 医療機関における発達障害等の支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑰—, 『内外教育』第6669号, pp.12-15, 時

事通信社。

高橋智・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2018) アイスランドの非行少年への発達支援—  
北欧における子ども・若者の特別ケアの動向(5)—, 『内外教育』第6641号, pp.10-13,  
時事通信社。

高橋智・内藤千尋・田部絢子 (2019) 北欧における非行・触法・薬物依存等の発達困難を  
有する子ども・若者の発達支援の動向—アイスランドとフィンランドの訪問調査から  
—, 『矯正教育研究』第64巻, pp.93-100, 日本矯正教育学会。